

注：小規模の木造住宅・建築物を対象に構造関係規定の見直しを行い、令和7年4月から施行予定です。
(規模に関わらず、構造計算を行う場合には壁量及び柱の小径の基準は適用されません。)

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための 必要な壁量等の基準（案）の概要の公表について（令和5年12月更新）

令和5年12月11日

国土交通省住宅局

参事官（建築企画担当）付

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策等を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、これまで一部の規定が施行されるとともに、残りの規定についても公布後2年以内又は3年以内に施行される予定です。

また、令和4年2月1日の社会資本整備審議会の答申において、小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置に関し、講ずべき施策として、「省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備する。」とされたところです。

これを踏まえ、改正法の構造関係規定の施行に必要な建築基準法施行令等の改正^{※1}を行うとともに、これとあわせて小規模木造建築物に係る必要な壁量等の基準を見直し、令和7年4月に施行することを予定しています。

国土交通省では、構造関係規定の見直しについての検討を行う有識者会議での審議結果を踏まえながら、特に重量化している ZEH 水準等の建築物を対象として、令和4年10月28日に「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」をとりまとめ、公表を行いました。その後、建築物の仕様の多様化に適確に対応するため、全ての小規模^{※2}の木造建築物について建築物の仕様の実況に応じた必要壁量等を算定できるよう見直しの作業を進めてきたところです。

今般、見直しの方向性が概ね固まったことを踏まえ、別紙のとおり、令和5年12月時点での基準の見直し（案）等の概要を公表いたします。あわせて本基準（案）に基づく検証を円滑に実施できるよう、公益財団法人 日本住宅・木材技術センターにおいて作成した設計支援ツール（案）を公表しています。

小規模木造建築物に携わる建築士、施工者、審査機関等におかれては、業務の参考にして

※1 改正法に関連する建築基準法施行令の改正のうち構造関係規定に関する内容についても、令和7年4月からの施行を予定しています。また、関係告示の改正についても、同施行令の公布後速やかに公布、令和7年4月からの施行を予定しております。

※2 2階建て以下の木造建築物であって、高さ16m以下かつ延べ面積300㎡以下のものを対象に、壁量及び柱の小径の基準等の見直しを行うことを予定しています。ただし、構造計算を行う建築物は除きます。

いただくとともに、令和7年4月に予定している見直し後の基準による検証を円滑に実施できるための準備を進めていただくようお願いします。

なお、具体的な施行期日や今回の公表の内容に含まれない合理化等の内容を含め、政省令・告示等の内容については、当該政省令・告示等の案のパブリックコメント等の手続きを通じて公表していく予定です。

(参考)

1. 本基準（案）

本基準（案）については、以下の URL において、見ることができます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html

また、以下の URL において令和5年12月11日から令和6年1月15日までの間で意見募集を行っています。

[https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDE
TAIL&id=155230731&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155230731&Mode=0)

2. 設計支援ツール（案）

設計支援ツール（案）については、公益財団法人 日本住宅・木材技術センターの HP において公表しています。

・新しい壁量等の基準（案）に対応した設計支援ツール（案）の公開

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

3. 講習会等の実施

令和7年4月に施行される改正建築基準法及び改正建築物省エネ法等に関する説明会、講習会、オンライン講習会等を順次開催しています。本基準（案）の解説等も含まれます。詳細は以下をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001118.html

4. 改正建築基準法・改正建築物省エネ法

そのほか、改正建築基準法・改正建築物省エネ法関連の情報については、以下の HP に掲載しており、随時最新情報を更新しておりますので、ご参照ください。

(国土交通省ホームページ)

・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

電 話：03-5253-8111（内線：39536、39537）